

れいわ
令和4年度版
ねんどばん

れいわ ねん
令和4年
4月1日からの利用
りよう



なわてふれあい教室

にゅう しつ あん ない

入室案内



四條畷市教育委員会 教育部 青少年育成課

〒575-8501 四條畷市中野本町1-1

電話：072-877-2121

0743-71-0330

ファックス：072-877-8300

たいしょうじどう
対象児童

しじょうなわてし きょうじゅう しょうがっこう がくねん がくねん じどう
四條畷市に居住する、小学校1学年から6学年までの児童

かいしつじかん かいせつばしょ
開室時間・開設場所

- ★ 平日：放課後から午後6時30分まで
 - ★ 土曜日、春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日：午前8時から午後6時30分まで
 - ★ 午後6時30分から午後7時まで時間外利用可能（詳しくは4ページに記載）
- ※休室日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

めい名	しょく称	ぼしゅうにんすう 募集人数	しょざichi 所在地	でん電話
くすのきふれあい教室	きょうしつ	80人	しりつ 市立くすのき小学校内	072-877-1804
岡部ふれあい教室	きょうしつ	120人	しりつ 市立岡部小学校内	072-879-6020
四條畷ふれあい教室	きょうしつ	120人	しりつ 市立四條畷小学校内	072-878-7150
南ふれあい教室	きょうしつ	40人	しりつ 市立四條畷南小学校内	072-878-0120
忍ヶ丘ふれあい教室	きょうしつ	80人	しりつ 市立四條畷中学校内 小中連携棟	072-877-2054
田原ふれあい教室	きょうしつ	120人 (80人)※	しりつ 市立田原小学校内	0743-78-8079

もうしこみにんすう ぼしゅうにんすう へんこう
※申込人数によっては、募集人数を変更することがあります。

りょうりょうとう
利用料等

りょうりょう 利用料は児童1人につき月額7,000円です。なお、同一世帯で2人以上が同時に利用されている場合、一番下の学年の児童は全額、他の児童は半額とします。
また、利用料以外に保護者負担として、おやつ代・雑費代月額1,300円が必要です。
※利用料等を滞納された場合は、退室していただくことがあります。また、次年度の利用をお断りすることができます。

りょうりょう げんめん
利用料の減免

てつづけ にゅうしつけっていこ がつげじゅんいこう ほこしゃ しんせいせい
手続きは入室決定後（2月下旬以降）、保護者による申請制となっています。減免は申請月からの適用となり、遡ることはできません。
詳しくは利用許可書送付時に同封する文書をご確認ください。

りょうりょう 利用料	げんめんようけん 減免要件
めんじょ 免除	せいかつほこほう ひほこせたい 生活保護法による被保護世帯 どうがいねんどぶん しみんぜいひかぜいせたい 当該年度分の市民税非課税世帯でひとり親世帯
2,800円 (利用料の4割)	じょうきのぞとうがいねんどぶん しみんぜいひかぜいせたい 上記を除き当該年度分の市民税非課税世帯
4,200円 (利用料の6割)	じょうきのぞせんねんどぶん しょとくせいひかせいせたい 上記を除き前年度分の所得税非課税世帯

利用申込み

※利用申込みは毎年度必要です。

現在ふれあい教室に入室している児童も忘れずに手続きを行ってください。

提出書類

【1】利用申込書 申込児童1人につき1部

【2】入室要件を確認する書類（入室の順位を決める書類となります。）

次の①～④にあてはまる場合は、必要書類を【1】と一緒に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	保護者が就労している	就労証明書または自営業申告書 ＊共働き家庭は、両親ともに提出してください。	1家庭につき 1部提出
②	保護者が在学中である	在学証明書	
③	保護者が疾病・負傷している	医師の診断書など	
④	児童に障がいがあり、配慮が必要である	児童状況申立書 ＊指導の参考にするので、児童の様子を具体的に記入してください。 ＊障がい者手帳の写しを添付してください。	1人の児童につき1部提出

【3】その他必要書類

次の①、②にあてはまる場合は、必要書類を【1】と同時に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	ひとり親家庭である	父親または母親不在の申立書	1家庭につき 1部提出
②	・児童の生活に配慮が必要 ・支援学級に入室予定	児童状況申立書 ＊指導の参考にするので、児童の様子を具体的に記入してください。	1人の児童につき1部提出

利用決定

申込書類を確認し選考の上、2月下旬に「ふれあい教室利用許可書」を郵送します。選考は次のページに定める基準によって決定します。利用できない場合「入室保留通知」を郵送します。その場合、欠員が出るまで「待機」となります。なお、利用料等の滞納がある場合は入室不許可となるため、ふれあい教室をご利用いただけません。

提出書類【2】①～④の書類は、選考の根拠資料となるため、提出漏れがあると選考順位が下がります。必ず、あてはまる全ての書類を揃えてお申込みください。

<入室選考基準表>

大区分	対象となる児童	小区分	
A	<p>保護者が①就労・在学している ②疾病・負傷 ③障がい</p>	1学年の児童	A1
		2学年の児童	A2
	<p>障がいのある児童</p>	3学年の児童	A3
		4学年の児童	A4
		5学年の児童	A5
		6学年の児童	A6
		3学年の児童	A7
B	<p>未就労家庭の 障がい児童</p>	1学年の児童	B1
		2学年の児童	B2
		3学年の児童	B3
		4学年の児童	B4
		5学年の児童	B5
		6学年の児童	B6
C	<p>保護者が①就労・在学している ②疾病・負傷 ③障がい</p>	4学年の児童	C1
		5学年の児童	C2
		6学年の児童	C3
D	<p>未就労家庭の 児童</p>	1学年の児童	D1
		2学年の児童	D2
		3学年の児童	D3
		4学年の児童	D4
		5学年の児童	D5
		6学年の児童	D6

- ※ 児童の利用選考基準は、小区分A1～の順とする。
- ※ 同順位の場合は厳正なる抽選を行う。
- ※ 利用料等を納期限までに払えない正当な理由があり、利用料等を分割などで納付しているものについては、基準の一番下位となる。その際は学年の低い児童の利用を優先する。
- ※ 障がい児童とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳のいずれかを所持しており、市長が認める者とする。

時間がいりよう 時間外利用

●時間外利用時間

ふれあい教室開室日の午後6時30分から午後7時まで

※通常のふれあい教室開室時間は午後6時30分までです。

●時間外利用料

児童1人につき月額 700円

※同一世帯で2人以上が同時に利用されている場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。申込をした時点で利用料が発生いたしますので、ご注意ください。

●減免

利用料の減免が適用された場合の時間外利用料は、次のとおりです。

利用料	減免要件
免除	生活保護法による被保護世帯 当該年度分の市民税非課税世帯でひとり親世帯
280円	上記を除き当該年度分の市民税非課税世帯
420円	上記を除き前年度分の所得税非課税世帯

■ふれあい教室の利用が決まってからの約束ごとなど

利用料の納入方法

銀行などの口座振替を利用して下さい。入室許可書と一緒に渡しする口座振替用紙に必要事項を記入のうえ、銀行などで手続きを行って下さい。
口座振替の手続きができていない場合は納付書を送付しますので、納付期日までにお近くの銀行などでお支払いください。

退室する場合

ふれあい教室を退室する場合は、「退室届」を提出してください。用紙は各ふれあい教室、青少年育成課にあります。ホームページからもダウンロードできます。

月の15日以前に退室した場合は、該当月の利用料が半額となります。

次ページに続きます

りようりょう げんがく 利用料の減額

「児童が15日以前に退室した場合」と「16日以降に入室した場合」は、該当月の利用料を半額とします。(退室届の提出がない場合は、その期間は在籍となり、利用料等が発生するのでご注意ください。)

にちじょうせいかつ ちゅうい 日常生活における注意

★ 倉庫

学校の休業日(土曜日、春・夏・冬休み、学校行事などの振替休業日)には、お弁当を持たせてください。現金や即席食品は持たせないでください。(倉庫の用意はできません。)

★ 児童のお迎え

午後6時30分まで(時間外利用を申し込まれている方は午後7時まで)に必ず保護者または保護者にかわる方(大人)がお迎えにきてください。

なお、学校及び近隣の迷惑になるため、児童の送迎に車は利用できません。

*ふれあい教室の行き帰りは保護者の責任となります。

★ 欠席等の連絡

ふれあい教室を欠席、遅刻、早退するときは、事前にご連絡ください。また、学校休業日(土曜日・長期休業日など)は、当日の9時30分までに必ず連絡してください。

★ 児童の健康管理

体調のすぐれない児童は、健康状態が回復するまでお休みしてください。
インフルエンザ等で学校の措置により、学級(学年)閉鎖された場合は、学級(学年)閉鎖

された入室児童はその期間ふれあい教室をお休みください。

ふれあい教室において生じた怪我、病気については応急処置のみとなります。怪我の大きさ等により病院に行く場合は、保護者に連絡し、判断をお伺いすることができます。(病院へお迎えをお願いします。) なお、治療費等の実費は保護者負担となります。

ふれあい教室と保護者との連絡

児童の生活指導などに関し、「おたよりカード」を配布するので、児童の日常生活での留意点は、必ず指導員に報告してください。

ふれあい教室からの連絡事項には、必ず確認したサインをしてください。